第11回那須塩原市下水道審議会 議事録

日 時:平成22年12月20日(月) 13:35~15:08 場 所:那須塩原市役所 西那須野庁舎 201・202会議室

出席者:

委員

太田会長、金子副会長、坂内敏夫委員、坂内正明委員、渋井委員、関谷委員、長谷川委員、星野委員、松本委員、室井委員、吉田委員 欠席者4名

市

江連上下水道部長、舟岡下水道課長、久利生下水道課長補佐兼下水道建設係長、稲垣 普及係長、相葉管理係長、峰岸施設係長、鈴木主査、小池主査、飯田主任、北村主任 コンサルタント(日本水工設計株式会社)

山元 裕美、武井 弘、岩井 達司

事務局(舟岡)

皆さん、こんにちは。定刻をまわってしまいましたが、只今より第11回下 水道審議会を開催いたします。

今年も残すところ、今日を含めて12日あまりということで、委員の皆さん にとっては、大変お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。

審議会もいよいよ大詰めになっております。内部で打ち合わせをさせていただきまして、10回のときにお示しした今後のスケジュールに加え、2回ほど追加でご審議をいただかなければなりません。それにつきましては「3.今後のスケジュール」のところで再度申し上げたいと思います。

それでは、本日の委員の出席状況でございますが、相田委員、菊地委員、鈴木委員よりは欠席のご連絡をいただいております。松本委員、三本木委員については、まだ見えておりませんけれども、欠席のご連絡はいただいておりません。後ほど出席いただけるかと思いますので、始めさせていただきたいと思います。それから、今回もコンサルを同席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、太田会長よりご挨拶をいただき、引き続きご審議の方をよろしく お願いします。

太田会長

皆さんこんにちは。着席したままで失礼させていただきます。

只今のご挨拶にもありましたが、年の瀬の非常に慌しい時期にご参集いただきましてありがとうございます。前回色々と活発なご議論をいただきまして、今後の下水道使用料のあり方につきまして、一定の方向性を出していただきました。今日の審議会では、その中で先送りになっていたところを含めまして、最終的なとりまとめをさせていただきたいと思います。したがって、本日の審議会では下水道使用料にこだわらず、基本的な方向付けの最終的な確認をさせ

ていただきたいと思いますので、引き続き自由闊達なご議論を是非ともいただ きたいと思います。

それでは、この後事務局の方からご案内があるということなので、よろしく お願いいたします。

事務局(久利生)

それでは、只今ご案内をいただきましたように、情報提供という形でお知ら せしたいと思います。

12月の初旬に、新聞等でご覧になった方もいらっしゃると思いますが、皆様にもご審議いただいておりました生活排水処理構想について、栃木県の方で も各市町の意向をとりまとめて、現在整備を進めているところでございます。

県の県土整備部は、7日の県議会の県土整備委員会の中での発表で、来年3月に策定する予定の「新・県生活排水処理構想の基本方針」ということで目標を示しております。この中身につきましては、大まかに言いますと、合併浄化槽の整備を優先させて、農業集落排水などの巨額の費用がかかる集合処理施設の構成比を低下させるものです。費用対効果に優れた、個別処理の合併浄化槽の比率を高める方針を新聞等で発表したものでございます。

県の見直しにつきましては、今回で3回目になるわけですが、現在の構想は2003年度に策定されたものでございます。新構想の最大の特徴としましては、農村部で採用されることの多い農業集落排水の構成比を現行の11%から7%に低下させる一方で、合併処理浄化槽の割合を13%から18%に引き上げるという点があげられます。県としましてもこういった生活排水処理構想の見直しを進めているということで、私ども那須塩原市の考えもこの中には反映されているわけでございます。

情報の提供ということで、大まかなところを申し上げました。以上でございます。

太田会長

ありがとうございます。ご案内のとおりでございます。いずれにいたしましても、前年「下水道整備のあり方」をご審議いただいておりますが、その中で、農業集落排水事業はこれ以上拡大をさせないというのが当審議会でも確認されている事項でございます。それに沿った形といいましょうか、それに符合するような内容で発表されたということでございます。それ以上詳しい情報提供は難しいかと思いますけれども、もし何か委員各位の中から、ご質問やご意見があれば、せっかくの機会でございますので、お出しいただければと思いますがいかがでしょうか。

《特になし》

よろしいですか。もし何かあれば、また事務局の方にお尋ねいただきたいと 思います。 それでは、本日の審議会の議事を進めさせていただきたいと思います。本日の議事は3点ございます。1つ目が、財政シミュレーションについてということで、先程冒頭でご案内いたしましたが、前回の議論の積み残しということで、今後の下水道使用料の基本的な方向性というものを最終確認いただくような内容でございます。それでは、1番目の議題につきまして、事務局の方からご説明いただきたいと思います。

事務局 (飯田)

それでは、「1. 財政シミュレーションについて」の説明をしていきたいと思います。まず、「1-1. 前回審議会における選定結果」について、私の方から説明させていただきます。

前回の審議会における選定結果ですが、①管渠・処理場の更新は、道路陥没 や処理機能停止等のリスクとコストのバランスを考慮し、平均耐用年数で更新 する案を採用します。

採用する建設改良費予測グラフを図-1に示します。この図の選択の経緯については、まず当初、10通りのシミュレーションがありました。そのうちこの平均耐用年数で更新する案を採用するということで、この時点で6通りのパターンに絞られました。

次に2ページをご覧ください。②下水道使用料については、基準外繰入金の解消を考慮し、長期的に収支バランスが取れるように改定していくとともに、 資本費平準化債の活用により費用負担の平準化を考慮する方針とします。ただ し、一括して改定するか、段階的に改定していくかは今後の課題です。

各改定案における使用料収入・繰入金の予測グラフを図-2及び図-3に示します。この2つの表は、1ページで採用された建設改良費とした場合の財源内訳となっております。絞られた 6 通りのパターンから、資本費平準化債の活用を採用することにより、2 通りのパターンに絞られました。これが、図-2 と図-3 の表になります。

図-2が、一括料金改定案です。つまり、使用料単価が平成23年度~平成52年度までずっと145.6円の場合です。

下の図-3ですが、激変緩和的に対策を施した段階的料金改定案です。これは、使用料単価が平成23年度から134.1円で始まり、段階的に改定していく案となります。

以上が前回の審議会での選定結果の経緯の説明となります。

事務局(相葉)

続きまして、下水道使用料の改定方法の比較の部分に入りたいと思います。 3ページをお開きください。

一括して改定していくケースと、激変緩和的に段階的に改定していくケースについての比較を表-1にお示しいたしました。この表につきましては前回の審議会のパターン選択検討に使いました資料から、2つのパターンを抜きだしたものでございます。使用料単価につきましては、5年スパンの場合も今回は入れさせていただきました。①一括改定案につきましては、当初に使用料単価

を145.6円に改定いたしまして、以後30年間そのままの単価としたものでございます。②段階的改定案につきましては、一括改定案ですと急激な料金値上げとなり、利用者の負担が大きくなりますので、激変緩和的な対策としまして、当初は134.1円でスタートし、段階的に改定していくというものでございます。

この2つのパターンの比較からどのようなことが読み取れるかと申しますと、中段以降の大きな①です。一括改定案の場合ですと、使用料単価(3地区平均)は、現行から15.7円/㎡(約12%)改定する必要が生じてきますが、その後の大きな改定は必要ないということです。2つ目としまして、基準外繰入金は累計で現行の37億円から3億円までに圧縮することができまして、平成43年以降は基準内繰入金のみで賄うことができるということが読み取れます。

②の段階的改定案の場合ですが、1つ目としまして、使用料単価(3地区平均)は段階的に改定されるため、短期的に見ますと利用者の負担増を軽減できますが、平成38年以降は単価が高くなるということが見えてきます。2つ目としまして、基準外繰入金は、短期的(平成23年~平成32年)に見ますと、13億円から8億円までしか圧縮されませんが、平成43年以降は基準内繰入金のみで賄うことができるということが読み取れます。

なお、一番最後のところに書いてあります、上記①、②の基準外繰入金の解消後については、20年にわたり繰り入れられました基準外繰入金累計額に達するまでは、毎年の余剰額を一般会計へ繰出しをしまして、基準外繰入金累計額を超えた時点で収支を精査して使用料水準の見直しを検討していくといった必要性が考えられます。

これはあくまでもシミュレーションでございますので、数値にはあまりこだ わらないでご検討いただければと思います。以上説明を終わります。ご審議を よろしくお願いします。

太田会長

ありがとうございました。それでは、今ご説明をいただいたわけですが、少し確認をさせていただきます。前回までに何をやったかということにつきましては、説明にもありましたように、コスト、それからリスクとの関係で、設備投資を先送りするか、それとも耐用年数を基準にして考えていくかというところでは、あまりリスクが高い選択はしないで、耐用年数でもって更新する案を採りました。それが前回確認いただいたところです。

第2点目は、その上で、資本費平準化債、つまり借金のための借金なのですが、これは将来にわたって拡散していく、雪だるま式に膨らんでいってしまう、最後はどうなるかわからない、そういう意味での借金ではなくて、目処が立った上で、一定の期間のみに活用していく、そういった形の事業費の軽減を図っていくための借金です。これならばそうした意味での心配はないだろうということで、ご確認をいただいたところでございました。

残っているのが、使用料単価を一括で引き上げていくのか、それとも段階的

に順次引き上げていくのか、そういう引き上げ方についての選択でございます。 本日はそのことをお諮りして、皆さんのご意見をお伺いしたいということでご ざいます。

先程の説明なのですが、ちょっとわかりにくいのは、最後に説明いただいた、 3ページの説明文の一番下の部分ですね。一番下のところで、基準外繰入金が 解消した後どうなるかということについてご説明いただいております。

2ページの図を見ていただきますと、②と③がありますが、その黄土色のところが使用料収入になります。この使用料収入と、緑色、それから青色とを見比べていただきますと、黄土色の部分が平成40年以降くらいからでしょうか、この辺から少し頭が出ていると思います。この部分がしたがって、コスト以上に料金回収が進むという意味になるわけです。その前の時期に、本来は利用者が負担すべきものでありますが、一般会計から繰入れられた部分をこれで埋め合わせるという、こういうような基本的な考え方に立っています。

ですから、トータルで見たら利用者負担が求められる下水処理経費というものを全額回収していくわけでございますが、時期的にそれがずれるということで、一定期間一般会計の方から引き続き基準外繰入金を受けながら、後半になってその分を返していく、こういうような取り扱いをここで説明をしております。

この場合に、始めから一気に上げた場合には、後から返す割合というのはいくぶん抑えられます。だけども、段階的に上げた場合には負担軽減といった期間が一定期間生じますから、その分について後から返す部分が多くなります。この辺の違いがあるということですね。それを今日は、どちらをお取りいただくかということをご審議いただきたい。

ただこれは先程説明がありましたように、この数字どおりにいくということではもちろんありません。あくまでもひとつのモデルとして、このような基本的な捉え方ができるということでございまして、まったく数字がないと雲をつかむような話になってしまいますから、そういう点である程度の想定の中で数字を入れたということです。実際にはこの数字どおりになるということとはまた別の問題であるとご理解をいただきたいと思います。

以上でありまして、これについて本日ご審議いただきたいと思います。ご意 見があればどうぞお出しください。

坂内(敏)委員

3ページの中段辺りに、①の説明のところで、一番最初の冒頭に「使用料単価(3地区平均)」となっていますね。ですが、市内は3地区ではありませんよね?

金子副会長

3地区でしょう。

坂内(敏)委員

4地区か5地区はありますよね?

事務局(舟岡)

3地区といいますのは、黒磯地区の単価、西那須野地区の単価、塩原地区の 単価ということの3地区です。単価の区域という表現です。

坂内(敏)委員

県の浄化槽がありますよね?例えば関谷地区がいっているところとか。終末 処理場。そういうところが入っていないということですね?

事務局(舟岡)

それも含めてです。

坂内(敏)委員

塩原温泉地区はいいんですよ。ひとつですから。関谷地区は、県の浄化槽へいっていますよね?大田原の。

事務局(久利生)

北那須浄化センターのことをおっしゃっているのでしょうか。

坂内(敏)委員

いや、専門的なことはわからないですよ。

事務局 (江連)

単価は3つのパターンしかないということです。黒磯が1つ、塩原が1つ。

坂内(敏)委員

終末処理場に関係なく。

事務局 (江連)

温泉街も、北那須も単価としては1つです。旧西那須野も1つということです。

坂内(敏)委員

農業集落排水も1つ。

事務局(江連)

そういう意味です。

事務局 (舟岡)

流しているところについては、おっしゃったように、黒磯の単独水処理センター、東那須野地区については北那須浄化センター、西那須野については北那須浄化センター、関谷地区についても北那須浄化センター、塩原温泉街については塩原の単独水処理センターと、地区は5つになりますが、塩原については、関谷地区も温泉地区も1つの単価構成です。黒磯についても、流すところが2通りあっても単価構成は同じ。単価構成の中では3地区ということで挙げさせていただいております。

坂内(敏)委員

わかりました。ありがとうございます。

太田会長

他にいかがでしょうか。

金子副会長

下水処理の単価がだんだん安くなっているのは、処理場が大きくなるので、比例して安くなるのですか。

太田会長

これは、接続率が上がるというのが大きいのですか?

金子副会長

平成23年から32年までと比べると、43年から52年までは単価が安くなりますよね?

太田会長

費用構成に変化が出てくるのかな?

事務局 (飯田)

今の金子委員さんからのご質問なのですが、汚水処理原価がだんだん下がってくるということについて、このシミュレーションの中では、建設改良費を若干なだらかにするために、起債が後年度は少なくなっていく、いわゆる資本費がだんだん下がっていくために、汚水処理原価の単価も下がっていくという形になっています。

金子副会長

わかりました。

太田会長

他にいかがでしょうか。

《特になし》

それでは、またご質問はその都度お出しいただくということにさせていただきたいと思います。

具体的にお諮りをしていく手順といいましょうか、進め方について確認いただきたいと思います。先程も申し上げたとおり、本日の審議会では、この3ページの説明文がございますけれども、このうち①を採るか②を採るかという、基本的にはそのような2択問題と考えていただければと思います。

まず、①の一括改定案ということで、その当初の改定時には、12%というかなり大幅な改定が必要になるという案ですが、これについて何かご意見があればお出しください。これを支持するという方、あるいは困るという方、色々ご意見があるかと思いますが。

坂内(敏)委員

今の会長さんのお話とは違うのですが、よろしいですか。基準内繰入金ということですが、2ページの頭に基準外繰入金というのがありますよね。それについて。

太田会長

その意味ですか?

坂内(敏)委員

はい。

太田会長

では、基準内と基準外の意味を説明いただけますか。

事務局 (飯田)

基準外と基準内の違いですね。まず、基準内繰入金ですが、基準内繰入金というのは、公費で負担すべきもので、税が財源になります。雨水関係の資本費、その他臨時財政特例債など、総務省の通達で各起債についての公費負担すべきものの一覧があるわけですが、いわゆる公費で負担すべきものが基準内繰入金です。

基準外繰入金については、総務省の通達にないものです。那須塩原市におきましては、公費負担ではない元利償還金、いわゆる元金と利子ですとか、その他起債対象にならない建設改良費といったものが含まれています。

太田会長

よろしいですか。

坂内(敏)委員

そうすると、いわゆる市の一般財源からということですか。

事務局 (飯田)

基準外繰入金はそうです。

坂内(敏)委員

そういうことですね。続けていいですか? 合併浄化槽に対する補助金はどこから出ているのですか?

事務局(舟岡)

それは特別会計ではなく一般会計から支出しています。下水道については特別会計という会計組織を作って、その特別会計に一般会計からの繰入金が入って下水道会計を作っているわけです。合併浄化槽については、一般会計ということです。

坂内(敏)委員

これから県で合併浄化槽を推進していくというときには、市の負担も大きくなるわけですね。

事務局 (舟岡)

そうですね。生活排水処理構想において、エリアがもう少し広がるということになれば、そこにお住まいの方が下水道、農業集落排水を選択するのではなく合併浄化槽を選択するということで、こちらが大きくなります。

坂内(敏)委員

私の疑問が正しいのかどうかはわからないのですが、合併浄化槽に対する補助金が出て、一般財源にその補助金を返していくということはないわけですよね。これから、下水道利用者はそれを返していくということですか。③の図で黄土色のところが出た部分を返していくわけでしょう?

事務局(舟岡)

100を超えて、なおかつその後に精査をして、料金の改定を検討するということです。逆に今度は上げるのではなくて、それで現状維持するか下げるかと。要するに借金返済が終わった後のことですから。そういった考えも出てきます、ということです。

坂内(敏)委員

そうですか。一応、今日の段階ではこれだということですね。

事務局(舟岡)

こういう形がありますよ、ということを表示しています。現実的にはかなり 先の話になると思いますので。

坂内(敏)委員

わかりました。ただ、合併浄化槽と下水道加入者と、将来的に差が出てくる のかなと考えたりしたものですから。

太田会長

今のところは、結構ややこしいのですが、非常に大切な事柄ですね。このことについて、関連してご質問あるいはご意見があればお出しいただきたいのですが、いかがでしょうか。

星野委員

今の坂内委員さんのお話は、執行部でお話しされるのだと思うのですが、浄化槽の補助金をいただいても、自己負担もありますよね。それからメンテナンスも毎年しなければいけないし、数十年経ったらまた更新しなければいけないということになるので、建設費とかメンテナンスには、たぶん大きな差異はあると思いますが、公平なのかな、と私は思っているんですけど。もちろん大きな差異はありますよ。毎年支払う費用もたぶん下水道の方が大きいですしね。だけど、苦労もあるわけじゃないですか。土地も用地も取得しなければいけないということもありますし。

坂内(敏)委員

私も星野委員と同じ考えです。別に差がなければそれで、負担の公平ということでいいのではないかと思います。ただ、下水道で余った分を、一般会計に繰入れて返していくんだ、今まで借りた部分を返していくんだという考え方だと、ちょっと違うのかな、という印象です。それがずっと続くとなると。ただ、20年後考え直すならそれはそれで、今議論することではないですから。星野委員さんの言われることで私はいいと思います。

太田会長

ひとつだけご確認いただいた方がいいと思いますので、あえて申し上げたいのですが、今議論いただいているところで、合併浄化槽と比較してどうかというご議論なのですが、「返す」ということについてのお話ですよね。余剰分が出た場合は、一般会計にそれを返すと。その返すものは、本来はいわゆる基準外という、事務局の方からお話があったように、元々は利用者負担であるべきものを負担軽減ということも含めて、一般会計で一時期立て替えたものなんだというご理解をいただいた方がいいと思います。ですので、一時期立て替えてくれたものを、少し後から余剰が出た場合にそれを戻すということです。

ではそれをずっと戻しっぱなしにするのかということについては、先程事務局からのご説明にもあったように、100%に達した時点で、改めて費用とか事業を含めて精査をし直して、必要ないということであれば、そのときには使用料の引き下げもひとつの選択肢になるということですね。

ですので、考え方の基本は、非常に期間が長いものだからちょっととらえにくいのだけれども、平成23年から平成52年の30年間において、利用者負担とすべき経費については全て下水道使用料によって賄っていくんだ、ただそれを時期的に一気にやってしまうと負担が大変だから、一時期それを一般会計が引き続き従来と同じような形で立て替えて、最終的に30年間という期間においては全て利用者負担という形で整理していくんだと。そういう基本的な考え方なんですね。

坂内(正)委員

すみません、何度も欠席してしまって、これから言う質問がもしかすると間違っているのでは、と思うのですが、3ページと4ページが関連していると思ったものですから。

私どもは塩原地区なのですが、水道料も下水道使用料も大変安かったということなんですね。それで、4ページに載っていますけれど、黒磯とか西那須野とかは、使えば使うほど高くなる料金、要するにあまり使うなということなんでしょうが、塩原地区の場合は逆で、使えば使うほど安い料金です。これは業務用の、ホテルとか旅館が多いので、こういう流れなのだと思います。

これで見ると、塩原は大幅増という形です。当然のことながら、いっぺんにこれだけ上がるというのは、たくさん使うところからいうと、倍とは言いませんけれども、相当使用料が上がるので、できれば段階的ということでお願いをしたいと思います。黒磯・西那須野と同じように、使えば使うほど高くなるという形をとるのかどうかというのは、今こういう経済環境の中で、非常に皆さん心配しておられる点です。今日は是非参加して、実情のお話もしなければならないと思いました。

また、段階的改定でも一度に134円ということですから、大変厳しいと思います。3地区統一料金というのが望ましいと書いてありますが、私が思うに、平地で住んでいる方は平地で住んでいる方のいろんなメリットがあり、山で住んでいる人は当然のことながら非常に生活環境とか物価も高い、だけれども水が安いということがあってもいいのではないでしょうか。今更果たしてそういうことにできるのかどうかわかりませんけれども、非常に不便なところに住んでいる人たちにとっては、安く水も飲めるし、安く排水もできるというメリットが何かあってもおかしくないのではないかという気もします。

ただ、①と②という中では、当然のことながら、いっぺんにこれだけ上げる ということは非常に厳しいので、段階的に上げていって欲しいと思います。

太田会長

ありがとうございます。事務局の方にご説明をいただきたいと思うのですが、 その前に、今おっしゃった4ページ、こちらは事務局の方からはまだ説明され ておりません。ここでお諮りさせていただこうと思っているのは、3ページま での範囲に区切ってのことなので4ページは含めていませんが、4ページにつ いてもどうしても引き続き関連してきますので、そちらの方もご関心があるの は当然のことだと思います。 ただ、考え方だけ整理させていただきますと、4ページに関して、特に使えば使うほど料金単価が低くなるのか、それとも上がっていくのかという、その辺の違いのご指摘がありました。それは、例えば下水道の費用が仮に100億円としたら、100億円を公費すなわち税金で負担すべき部分と、それから私費という部分で利用者が負担すべき部分と、大きく2つに分けますよね。これを仮にわかりやすく、50:50としましょう。50億円を利用者でもってどう分けるのか。それは一般家庭の方もいれば、今ご指摘のあったような営業用、商売でお使いになっている方もいらっしゃる。多く使う場合と、日常生活の範囲でしか使わない場合とがありますが、それを、例えば利用者負担の割合が50億円であるならば、50億円という料金として回収すべき部分をどのように利用者の間で割り振るかという話です。

しかし、3ページの範囲で今言っているのは、50億円という全体をどのように考えるのかということ、公費負担と私費負担という、税金で使うべきところと、利用者負担という形で使用料でお支払いいただく部分と、それが今の例だと50:50ですよね。ただ、基準外繰入金というものがある。本来50億円という利用者負担のところを、利用者が40億円の負担として、10億円を一般会計、つまり本来であれば教育だとかあるいはその他の福祉だとかで使うことができる財源を充てている、こういう関係を見直したらどうかということを、3ページまでのところでお諮りしているのです。その際に、直ぐに見直すのは大変だから当面は引き続き一般会計から繰り入れ、それを後で返していくことにしたらどうか、ということについてご審議いただいているわけです。

したがって、大体どのくらいを利用者負担で賄わなければいけないのか、平均すると1㎡あたりどのくらいの負担になるのかという議論が3ページです。4ページの、地区ごとにそれぞれ違う割り振り方をしているのをどうするかというのは、また次の異なる場面で取り扱う議論で、そこは、この審議会では確か対象になっていないと思います。利用者間の配分をどうするかについては、本審議会で議論することにはなっていないと私は理解しているのですが。そこの扱いについて、事務局の方からご説明いただけますか。

事務局(舟岡)

f

今までの説明の中では、基準外繰入金について、回収率を100に持っていこうという手法として、シミュレーションの中で、使用料の話が出てきているわけでございます。現在バラバラになっている3地区の使用料の単価を統一すべきか、また、使えば使うほど安くなるという前のシステムをそのまま継承するかということについては、今後の料金改定が具体的に始まった中での議論ということになりまして、ここでどうこうという方向付けは、今の段階では資料もございませんので、難しいと考えます。ただ、回収率の関係で、どうしても100に持っていくというのは総務省の指示でございますので、そういった部分についてのご審議をお願いしたいと思います。

坂内(正)委員

わかりました。

太田会長

そのような扱いということでございます。したがって、また元に戻りますけれども、3ページまでの議論では、3地区ごとにどう割り振るかとか、利用者間でどういう風に使用料の総額を割り振るかということの前の、どのくらいを使用料という形で賄うべきであるか、それを単価としては30年間でどのように考えるか、そこに限定させていただきたいのです。今少し提起させていただいたのは、①について何かご意見はありませんかということです。

お二人の方からは、できれば段階的な方が望ましいというご意見だったかと 思いますが、これについて、前回は、そんなことよりも一括で上げた方がいい のではないかというご議論も確か何人かの委員さんからはあったんじゃないか と思います。ですので、そういう主旨で引き続き、段階的ではなくて一括の方 がよろしいというご意見があればどうぞお出しください。

星野委員

その前にちょっとお伺いしたいのは、月 $20\,\mathrm{m}^3$ というのは大体平均の家庭の使用量ですか?

事務局(舟岡)

そうですね。

星野委員

私はやはり、後世にツケをまわさないという考えです。30年の間で回収するのは望ましくないと思いますので、大変ですけれども、①の案の方がよろしいのではないかと申し上げたいと思います。

太田会長

その他はどうでしょうか。

坂内(敏)委員

星野委員さんの言うように、①と②どちらがいいかということで意見を、ということですね。そうしますと、私は坂内委員と同じです。土地の事情を考えたら、とてもじゃないけど一括で上がるというのは、耐え切れないのではないでしょうか。だから、②の段階的な方で、より払える金額を我々も考えていかなければならないのではないか。財政のことばかり考えて押し付けても、収入が少ない方にはそれは無理ですよね。

星野委員

でも、この資料を見たら、結局誰かが払わなければなりませんよね。これは 今だけ見ていたら確かに厳しいですが、ツケをまわさないという意味で、本当 にいいのかなと、私は女性として考えざるを得ない。女性の立場としてはやっ ぱり、子孫を守ることも考えなくてはならないですから。後出しは、今は楽で すけれどね。

吉田委員

前回も同じことを言っていますが、自分の子ども、孫にツケを残していって、 私が今使っているのを孫に残すというのはちょっとつらいなという部分です。 心情的には。ただ現実的に、払うというのもなかなか難しい、それもわかりま す。いきなり値上がりしてしまったら、「えーっ」と思うのも確かで、だからど っちと言われると、先月から私は答えが出せないのですけれども。決め手になるものがないんですね。どちらにもいいところがあって、悪いところもあって。

坂内(敏)委員

私どものようにああいう不便なところで生活していると、現実、お客さんが一定数入ってくるわけではありませんよね。特にここのところは減ってきて、多少回復傾向にあるのは、うんと安くするところですね。昔の旅館を買って、安くしてお客さんを呼び込んでいるから客数としてはそんなに減っていないのです。ですが、収入は減っているのです。この134円が現実にどれだけの負担額になるのかは、その旅館旅館で違いますから私もよくわかりません。でもかなりの負担になることは間違いないですね。現実に、下水道に入ってくれていないところもあります。それは川を汚しているということにもなりますから、私どもでも、そういうことは自分たちで考えてはいるのですが、なかなか入っていただけないのです。浄化槽がありますから。そういう現実もあるんですよね。

松本委員

それは塩原だけではありませんよね。

渋井委員

塩原だけが経済不況なわけではなく、皆同じです。黒磯でも西那須野でも、 水を多く使う商売はたくさんあります。塩原だけが特別ではないと思います。

関谷委員

この前の会議と内容は同じような話になりますが、施設を使う恩恵は現在生きている人たちも、30年先の人たちも同じように恩恵を被るわけですよね。それで、今一度に上げるのは大変だからということで、先送りしていっても、これから経済状況がどんな具合に展開していくかわかりませんが、かつての右肩上がりといわれたときのような時代はもう二度とこないと思います。大体、安定した成長が続けばいい方ではないか、そういったことを考えますと、生活水準の推移、色々考えまして、先送りして負債を後の人たちに押し付けるやり方というのは、今日本の経済等を見ると、700兆800兆の借金が増えてしまったという結果と同じことになるだろうと思います。ですから、今は一度に上げられたら苦しいですけれども、同じ施設の恩恵を被るのならば、やはり将来にあまり借財を残さない方向で、計画した方がいいのではないかと思います。

松本委員

今議論しているのは30年先のことです。現在、30年過去に決められたことで困っているのです。これは下水道使用料だけではありませんが、道路でも同じです。30年も前に計画されたことが、今実施されている。国道4号バイパスがそうです。バイパスというのは大体住宅がないところに計画されますが、それが30年経って住宅が密集して、その真ん中に国道が通り、トラックが飛ばすことになる。そういうような計画が実施されようとしています。

そう考えると、30年前の人は何を考えていたんだろう、と言われないようにするためには、①案がいいのではないかと思います。30年前の人がこう決

めてくれたのなら、というような生活をさせたいですよね。

太田会長

坂内委員、いかがですか。

坂内(敏)委員

皆さんは特に子どもやお孫さんに甘いようで…。別にその時代はその時代の 負担をしていったらいいわけです。しなければならないわけです。ただ、これ から色々と世界中の問題として、日本一国がうまくいって儲けとおしていくん だ、右肩上がりなんだということはありえないので、それは皆さんとそんなに 意見を異にするわけではないのです。

先に残さない、先に残さないというのが最近の流行言葉ですが、では、消費税を20%にするといったら皆賛成するんですか。消費税を口にすると選挙に負けてしまう。現実とこういうところで議論とするのとではなかなか一致していないことですね。やっぱり本当に900兆なり何なりを解消するのだったら、私たちがそういう政府を作らなければならない。そういう考えに立たないと、批判しているだけのことと同じになってしまいます。

私はいいのです、私は事業者ではありませんから。いくらか上がるくらいで済みます。だけど、本当の事業者を考えると、先程渋井委員さんがおっしゃられましたように、街中にも水道使用量が多い方がいらっしゃるのは確かです。でも、温泉地はまたそれとは使い方が桁外れなのです。ですから、ちょっと考えてやってくれないかというのが私と坂内委員の意見です。今特に大変な時期なんですよね。頑張っている方はいっぱいいらっしゃいます。

松本委員

今より大変になるかも知れないんですよ。

坂内(敏)委員

なるかも知れないです。だから、使用料はあまり急激に上げないでやって欲 しいと。

松本委員

そうなったときにまた考えないというわけではないでしょう?

関谷委員

今発言中なんですけれどもよろしいでしょうか。この間もちょっと関連した 質問をしましたけれども、大量消費の業者さんには何か特典が必ずつくのだろ うと思うのですが、上水道の場合そうですよね。大量消費者にはそれなりの見 合ったサービスがあるのだろうと思いますが、ございませんか?

事務局 (江連)

水道の審議会では確かに、激変緩和とか、大量使用者のための低減の措置を 取って欲しいというのが答申の中にあったのですが、水道料金の統一の中では 激変緩和だけ採用されたというのが実態です。

金子副会長

水道の場合は、今は均一料金になったようですけれども、業務用の旅館とか そういう大量に水を使うところの料金と一般家庭の料金が違った時期もあった んですよね。ただ今はそういう違いはない。この審議会で決めることではない と思いますが、料金改定の段階で、旅館のように大量に使うところの排水は、 多少料金を値引きしてやるとか、そういうことも検討の材料にはなると思いま すよね。

ただ、私が思うに、今314円一気に上げても、その下の段では84円~542円上がると、かなり差がありますよね。それを踏まえて、皆さんがおっしゃるように、孫子の代まで残すような決め方は良くないんじゃないかという意見がありますから、今ある程度上げておいて、将来子どもや孫が苦労しないような料金体系を作ってやることはやっぱり必要なのではないかという風には考えますね。

太田会長

ありがとうございます。確かに、特に大口使用者の方の負担が大変厳しくなるというのはおっしゃったとおりだと思います。副会長さんのご発言にもありましたように、皆さんのお考えの中では、そうした急激な負担増になる利用者の方に対して、まったく考慮しなくても構わないんだと、まったく考慮に値しないんだということではおそらくないのだろうと思うんですよね。

したがって、全地区統一料金にした上で、大口利用者に対する負担軽減などを含めた利用者間の負担配分のあり方については、この後に別の機会でご検討されるということを聞いておりますので、もしよろしければ、基本は一括改定ということにしまして、そこに対する当審議会としての申し送りという形で、付帯意見として、そうした内容のことを検討することが望ましいという意見を付記するということはいかがですか。基本線は①案でいきますが、ただその際にそういう付帯意見を付して具体的な料金の改定のときの審議の参考にしていただく、あるいは基本的な考え方としてそれを参考として踏まえていただくという形ではいかがかと思いますが。

松本委員

基本的には①ということですね。

太田会長

そうですね。

坂内(正)委員

是非そういう風にしていただきたいのですが、私が言いたいのは、要するに今3地区が同じ料金で一括に上げるという話じゃないと思うんです。今でも相当な差があって、上がる割合がすごいと。現在、例えば黒磯が100とすれば、塩原は70とかそのくらいです。それを150円にするときの差が全然違う。割合が全然違う。耐えられるのかな、という気がしますので、是非そういった措置をしていただきたいと思います。

太田会長

今私の方からご提案させていただいたのですが、ご意見なりご異議のある方 がいらっしゃったらどうぞ。 坂内(敏)委員

最終報告書は、あと2回の後作成されると思いますが、その文面の中に入る わけですか。

太田会長

付帯意見として、文面の中に。

坂内(敏)委員

文面の中に入れていただけるのでしたらよろしいかと思います。

太田会長

私はそのつもりでご提案させていただきました。ですので、繰り返しますが、 審議会としての基本的な考え方は①でいくと。ただ①を採用するにあたっては、 そういう付帯意見を付すと。全地区統一料金としていくということを踏まえつ つも、取り扱いの中身についての審議はまた別の機会でなされるようですから、 そこに対する当審議会としての申し送りという形で、参考とすべき意見を付記 するという取り扱いです。もしご異議なければ、この取り扱いとさせていただ ければと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

ではそのような扱いにさせていただきます。それでは、次の4ページについて事務局の方からご説明いただけますか。

事務局 (相葉)

続きまして4ページをご覧いただきたいと思います。今のご議論で、経営の 焦点となっておりました、基準外繰入金については早めに縮小させていくとい う一定の方向性を見出すことができました。その他にもうひとつ、こういう課 題がありますよという意味での確認をさせていただく関係で、こちらの1-3を挙げさせていただいております。

平成17年の合併のとき、合併協議会におきまして、下水道事業の協定項目の中で、「下水道使用料については現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後早期に料金体系を見直す」という約束事がありましたので、今回具体的にどうするというところまでは踏み込んではいきませんが、使用料体系のあり方、現況そして課題、今後の対応について確認していただきたいと思いまして、挙げさせていただきました。

まず、「1-3.使用料体系のあり方について」のところですが、「①下水道使用料の現況と課題」については、那須塩原市における下水道使用料の状況は以下の表-2のとおりとなっておりまして、合併前の古い市町の料金をそのまま引き継いだため地区ごとに料金が異なり、黒磯地区、西那須野地区、塩原地区の順に安くなっている状況がございます。その下の表-3につきましては、那須塩原市の下水道使用料単価(平成21年度・現年分)です。この表は調定額を有収水量で割ったものです。黒磯地区、西那須野地区、塩原地区の順に、同じように単価が安くなっている状況が見てとれます。

この2つの表によりまして、下水道使用料の課題としましては、3地区の料

金水準が異なるため、地区間の料金格差があるということが言えます。なお、 水道料金につきましては、平成22年12月または平成23年1月検針分から 統一した水道料金を適用することになっています。

以上のことから、今後の対応として考えられることは、四角の中にありますように、3地区における料金格差の是正を図るためには、今後の使用料改定の中で料金統一を検討していくことが望ましいということを、今回は確認の意味で説明させていただきました。以上でございます。

太田会長

ありがとうございます。今ご説明いただきましたように、まず①のところは、現状はこうなっていると。地区ごとに、あくまでも平均的な負担額ですよね。大口の方、それから家庭用の方、それぞれの違いはありますが、それを平均して、地区ごとに平均した料金の徴収額と、下水の利用量を単純に割り返したところの、1㎡あたりの、現状の負担水準というものを説明いただいたところです。

したがって、利用者間において違いも当然あるのですが、平均したところの 負担水準だけを見ても、3地区それぞれに違いがある。この違いをそのままに しておくということは、やはり合併後の扱いとしては望ましくないという基本 的な課題があるということを、①で説明していただきました。

②では、それを今後は料金を統一するのが望ましいということですが、ただ、 先程から申し上げているように、どういう風に利用者間に割り振るのかという のはまた別のところでの議論になりますし、その辺の細かな使用料の負担額を どうするかというのはまた別途ご審議されるということでございます。ですの で、当審議会としては、こういう課題がある、そしてその課題を踏まえて、市 町村合併の合意に基づいて、料金統一が必要だ、と、ここまで触れて、当審議 会としての意見として確認させていただくというところまでです。いかがでしょうか。ご質問、ご意見があればお受けいたします。

星野委員

何で料金格差があるのでしょうか。

松本委員

元は西那須野が県北で一番高かったんですよね。

事務局 (飯田)

説明を申し上げます。黒磯地区、西那須野地区、塩原地区、それぞれにおいて、各家庭、事業所で使った水の使用量で、それぞれの地区の料金のやり方で調定金額を出しまして、有収水量で割り返しています。単純に、地区ごとの使用料の違いで、単価もそれぞれの差が出てしまうということになります。

太田会長

差がどうして出るかという質問ですよね。

星野委員

元々何でこんなに安くなっているのか。例えば建設単価が安いとか、将来に ツケをまわしているとか。そういうことを知りたいわけですよ。 事務局(舟岡)

各地区の料金体系がありますので、料金体系の金額が安い分、ここに反映されてしまうという結果になっているわけです。単価が各地区同じならば、調定金額と有収率の関係が、ちょっと変わるんですけれども、元々が安い地区に対して、それを割り算していますので、そういう差が出てしまう。

星野委員

だから、そういうのが、後に借金を残しているのか、それともそうじゃなく てもやっていけたのか、そういうことが知りたいんです。

事務局 (江連)

今のご質問の主旨は、何で138円、129.7円、100.7円と違いが出てくるのかということだと思いますが、それは委員さんが言われているように、工事費の違い、あるいはそれぞれの維持管理費の考え方、そういったものが全部、当時、合併以前の黒磯市、西那須野町、塩原町において違ったのだと思うんですね。それから、塩原において逓減制を採っているというのは、まさに、先程から言われているように、色んな理由、例えば大口の利用者への配慮、そういったものを含めてこのような料金体系になっている。そういったことで、それぞれ単価が違う。西那須野は隣の大田原市とほぼ同じで、大田原が115円だったと思います。あとは大田原市、東那須野地区、西那須野は当初の北那須の中で同じような工事負担金をそれぞれ県の方から示されているので、同じような料金です。ただ、黒磯にしてみれば、公共と流域と同じ市の中で別の料金体系にするというのもおかしい。それは塩原も同じだと思うんですね。

坂内(正)委員

これは水道とはまったく関係ないんですね?

事務局 (江連)

関係ないというのは適当かどうかわかりませんが、あくまでも水道は水道の 事業ですので。

坂内(敏)委員

使用量というのは水道の使用量ですよね?

事務局 (江連)

そういうことです。水道の使用量がイコール下水道の使用量ということです。 特別に何かない限りは、同一の使用量で算定しています。

太田会長

これはおそらく2つ要因があって、ひとつはコストの違いですよね。色々な給水エリアの違いがありますし、たとえばいつ頃から下水道整備を始めたかということですね。そうした建設開始年度の違いもありますでしょうし、そのように、地域ごとにそれぞれ下水道を入れた場合の費用の違いがどうしても出てきますからね。どこでやっても皆同じ経費というわけにはいきませんので、地域差がまずあったということですね。

もうひとつは、おそらく、水道とは会計主義の違いがあるので、赤字にならないように処理しているはずです。収入がコストに満たない実質的な赤字部分は、その年度年度において、税金を入れて収支が合うように処理してきたのだ

と思います。そういう意味でも、こういった実質的な公費負担の水準が違うのかなあというのが、外から見た場合の印象です。そこのところは、詳しくは、事務局の方でもしできるならば、ちょっと調べていただければすぐわかると思います。

事務局 (舟岡)

黒磯の水処理センターと塩原の水処理センター、市が両方持っているところのお話をさせていただきたいと思います。黒磯水処理センターというのは昭和55年に供用開始をしております。工事費としまして36億円程度、処理区域面積としては、計画上1,919.1ha。処理区域内の人口としては、41,000人ということになります。かたや塩原水処理センターは、昭和61年3月31日供用開始しており、工事費は40億円、処理区域面積は154ha、計画人口として2,300人ということで、これは設備関係の当初の計画の中身なのですが、ということは、1人当たりの単価ということになれば、おのずと塩原の方が遥かに金額は大きいという部分が出ております。こういった部分については、前にお渡ししました『那須塩原市の下水道』という冊子にも載っておりますので、参考までにお願いします。

太田会長

もし他にございませんようでしたら、この4ページのところですね。あくまでも現状はこうだと。市町村合併を踏まえて、今後3地区料金統一が必要だという認識に当審議会も立っていると、こういう整理でよろしいかということですが、いかがでしょうか。

《異議なし》

では、この内容についてご確認いただきました。そういたしますと、本日予定しております議事の1番目、財政シミュレーションについては、只今ご確認をいただきました。ついては、2番目の議題ですね、答申書の構成について事務局の方からご説明いただきたいと思います。

事務局(久利生)

それでは、議事の「2. 審議会答申書の構成について」、説明させていただきたいと思います。 5ページに「2. 審議会答申書の構成について」とありますので、そちらをご覧いただきたいと思います。

本審議会といたしましては、市長から諮問されました、「今後の下水道事業のあり方」について、平成21年5月から今日まで、審議を進めているところでございます。本日で第11回の審議会となっておりますが、その間、生活排水処理構想や全体計画の見直しといったものがございまして、下水道整備のあり方について、下水道中期ビジョンにおける基本理念、あるいは基本方針として、検討を進めてきたところでございます。これらは、既に中間答申としまして市長に報告されておりますが、下水道審議会がいよいよこれから終盤となってまいりましたので、ここで最終答申書の構成案について、主な項目を皆様にお示

ししたいということで、提案させていただいたところでございます。

早速ですが、5ページの中身につきまして、ご説明します。まず「はじめに」ということで書き出ししてありますが、その次の「1.下水道整備のあり方」につきましては、「(1)下水道中期ビジョンの位置づけ」、ということで、今後10年間の整備目標、具体施策、そういったものについて説明されておりますが、その位置づけについて、これは中間答申書で述べておりますので、中間答申書のとおりということでございます。

また「(2) 基本理念」、「(3) 基本方針」、これらにつきましても、中間答申で内容を記述していますので、それらのとおり答申書に載せたいと考えております。

- 「(4) 今後の施策」では、4つの基本方針を踏まえて、今後実施すべき施策 について記述していきたいと思っております。
- 「(5) 生活排水処理構想」については、「1) 集合処理区域の選定」、「2) 検討結果」について、中間答申書のとおり記載したいと思っております。
- 「2. 下水道経営のあり方」につきましては、「(1) 下水道財政の見通し」、「(2) 下水道経営のあり方」という2つの見出しがございますが、(1) につきましては、下水道事業費の平準化、それからリスクとのバランス等を踏まえまして、今後の下水道財政の見通しについて記述していきたいと思っております。(2) につきましては、基準外繰入金の解消や下水道使用料の改定を踏まえまして、今後の下水道経営のあり方について記述していきたいと思っております。

そしてそれらにつきまして、「3.下水道審議会のまとめ」ということで、2 年間審議していただきました「今後の下水道事業のあり方」について、それから「下水道整備のあり方」と「下水道経営のあり方」を踏まえまして、総括して記述していきたいと考えております。以上でございます。

太田会長

ありがとうございます。これはあくまでも柱立てですので、内容はまた別途 お示しすることになるかと思いますが、大体こういう項目で、最終的な答申書 の構成を考えたいというご提案です。ご意見があれば承ります。

坂内(敏)委員

確認なのですが、この最終報告書に、先程のことを付記していただけるわけですね?

太田会長

そうです。この中に先程の付帯意見が入ります。他にございますか?

《特になし》

それでは、もしご異議なければ、この構成案で答申書の柱立てを考えていき たいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、「3. 今後のスケジュール」につきまして、事務局の方からお願い

します。

事務局(相葉)

「3. 今後のスケジュール」につきまして、ご説明を申し上げます。6ページをご覧ください。

審議会もいよいよ大詰めに近づいてきまして、残り少ないところでございますが、前回と比べまして、2回分追加させていただき、日程につきましては具体的な日にちを会長と調整させていただきました。

スケジュールにつきましては、前回まで終了しているところが網掛けの部分で、本日は第11回目となり、審議内容に沿って進めてまいりました。内容的には、前回と今回の審議で経営の焦点となっております、基準外繰入金を縮小させていくための方向性についてご検討いただき、今後の下水道事業の経営について一定の方向性を見出すことができました。

次回以降は、その結果を踏まえまして、当審議会に与えられております検討 課題の結論を導き出すための裏づけとして、欠かすことのできない「市下水道 中期ビジョン」に経営の見通しを加味いたしました完成版に対してのパブリッ クコメントを実施しまして、策定の完了に向けて作業を進めていきたいと考え ております。併せまして、今年度の審議テーマでございます、下水道事業経営 のあり方のまとめを盛り込んで、最終答申の完成を目指していく予定でござい ます。

まず、12回目につきましては、ご審議いただいてきました下水道中期ビジョンにつきまして、今年の3月23日から4月12日にかけまして基本理念と方針についてのみ、パブリックコメントの実施をしておりますので、今後の施策等を盛り込んだビジョンの完成版についても、パブリックコメントの手続きを踏んでいきたいと考えております。そのために、次回はパブリックコメントにおいて住民の皆様に公表していく「市下水道中期ビジョン(案)」の最終検討をいただく考えでおります。会議1週間前には「市下水道中期ビジョン(案)」を委員の皆様に送付いたしますので、事前に内容を確認いただければと考えております。1月28日(金)13時30分から、この会場での開催を予定させていただきたいと思います。

続きまして、第13回目につきましては、パブリックコメントの実施を受けまして、その結果の意見・提言等の状況を報告させていただきます。併せまして、2年間のまとめとして、下水道整備のあり方、下水道事業経営のあり方を中間答申と合わせまして、諮問事項である「今後の下水道事業のあり方」についての答申案を検討いただく考えでおります。12回目と同様に、会議1週間前には答申案を委員の皆様には送付いたしまして、事前に内容を確認をいただければと考えております。3月3日(木)13時30分からこの会場での開催を予定させていただきたいと考えております。

そして、最終回の第14回目につきましては、完成しました市下水道中期ビジョン、さらに仕上がりました答申書の内容を最終確認いただきまして、最終答申書を会長より市長へお渡しいただく予定でおります。3月議会、年度末行

事の関係によりまして、押し迫りました3月28日(月)13時30分から、 第1回目の委嘱式を行いました、306会議室での開催を予定させていただき たいと考えております。

以上、12回目から14回目まで3回分につきまして、日程案を提示させていただきました。当初1回分の追加予定ということでお話ししておりましたが、前回と今回の財政シミュレーションの審議が2回にまたがった関係もありまして、更にもう1回追加になりますことをご了承いただきたいと思います。年度末で何かとご多忙とは存じますが、ご予定のほどよろしくお願いしたいと思います。今後のスケジュールにつきましては以上です。ご検討のほどよろしくお願いいたします。

太田会長

ありがとうございました。只今ご提案がありましたが、残る回数3回ということで、回数の追加があるということでございます。ご質問あるいはご要望があればお願いします。

松本委員

3月28日は、このときに答申書を渡すのですか?

事務局(舟岡)

このときに市長へ直接渡していただくということになります。

松本委員

会長だけではないんですね?

事務局(舟岡)

中間答申の場合は会長、副会長にお願いしたところですが、最終答申という ことですので、全員お揃いのところでお渡しいただきたいと思います。よろし くお願いします。

太田会長

他にございますか?

《特になし》

ないようですので、もしご異議なければこれでご了承いただきたいと思いま す。よろしいでしょうか。

《異議なし》

どうもありがとうございます。それでは、本日の議事については全て終了いたしました。事務局の方にお戻しします。

事務局 (舟岡)

長時間にわたりご審議いただきまして、大変ありがとうございました。スケジュールの発表がございましたとおり、残り3回ということで、大変お忙しいと思いますが、ご出席のほどよろしくお願いしたいと思います。

本日の審議会は以上を持ちまして終了とさせていただきます。大変ありがと うございました。
) こさいました。
【15:08終了】
(13.00 mg)